

○桑折町地方就職学生支援事業補助金交付要綱

令和6年10月22日告示第133号

桑折町地方就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 桑折町は、ふくしま創生総合戦略及び桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院（以下、「大学等」という。）を卒業・修了した学生の桑折町内への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行う桑折町地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学等を卒業して、桑折町に移住する見込みの者が、地方就職学生支援金（以下、「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。

2 当該支援金の交付については、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 支援金は、就職活動等にかかる交通経費（以下、「交通費」という。）及び移住にかかる経費（以下、「移転費」という。）に対して交付する。

2 交通費に対する支援金（以下、「支援金（交通費）」という。）の金額は、8,000円とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める金額とし、8,000円を上限とする。

- (1) 福島県外（合理的な場所に限る。）での採用選考の場合 交通費の2分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
- (2) 就業先企業が就職活動に係る交通費の一部を負担している場合 交通費から当該支援金等を控除した額の2分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

3 移転費に対する支援金（以下、「支援金（移転費）」という。）の金額は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める必要書類等により移転費が最低限の実費であることを証明できる場合は、全額とし、証明できない場合は、66,000円を上限とし、移転費の範囲内の金額とする。ただし、就業先企業が移転費を支給している場合は、支援金（移転費）の対象とならない。

- (1) 3社から見積書（次項に定める対象外経費を区別できるもの。以下同じ。）を取得し、最も安価な引越業者へ依頼した場合 当該見積書
- (2) 3社未満しか見積書を取得できなかったが、引越業者を広く検索した上で、最も安価な引越業者へ依頼した場合 取得した見積書及びメタサーチサイトの検索画面等
- (3) 宅配便で引っ越した場合 引越業者へ依頼したと仮定した場合よりも安価であるとわかる資料
- (4) 自家用車・レンタカーで引越した場合 高速道路料金・ガソリン代が社会通念上相当であるとわかる資料及びレンタカー代金について、借入期間・車種・オプションが最低限であるとわかる資料

#### 4 移転費のうち、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の費用
- (2) 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- (3) 荷造、荷解にかかる追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）
- (4) 工事、設置等に係る追加費用
- (5) 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- (6) 修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
- (7) 家電リサイクル費用
- (8) 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用
- (9) 荷物を一時保管する場合の追加費用
- (10) 敷金、礼金、仲介手数料等
- (11) 物件の下見にかかる費用
- (12) 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代  
(交付回数)

第3条 支援金（交通費）及び支援金（移転費）について、それぞれ一人1回を限度とする。

（対象者要件）

第4条 申請時において、次の第1号及び第2号の要件を満たす申請者を対象とする。

- (1) 移住等に関し、次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。  
ア 移住元に関し、次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

- (ア) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学のキャンパスに在学（原則学部4年以上）していること。ただし、当該キャンパスは東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く。）にあるものに限る。
- (イ) 同号ア（ア）に掲げる大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。
- (ウ) 同号ア（ア）に掲げる大学等の卒業・修了日から1年以内であること。ただし、在学中に支援金（交通費）を申請する場合は、卒業見込みであること。
- イ 移住先に関し、次に掲げる（ア）又は（イ）に該当すること。
- (ア) 桑折町に移住しており、支援金の申請日から1年以上、桑折町に継続して居住する意思を有していること。
- (イ) 在学中に支援金（交通費）を申請する場合において、次号に掲げる条件を満たす企業等に就職することが内定しており、卒業後に当該企業等に就職並びに桑折町に移住及び1年以上継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請日の属する年度の前年度において、申請者及び同一世帯の者全員が、納付すべき市町村民税等の滞納がないこと。
- (エ) 支援金（交通費）においては、採用選考に係る移動方法に関して、鉄道、軌道、バス、航空機又は船舶等、所定の運賃の支払を要する公共交通機関を利用した移動に限る。
- (オ) その他、福島県又は桑折町が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関し、次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先又は就業予定先に関し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、勤務地が福島県内に所在する企業等に、前号ア(ア)の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職し、就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に支援金(交通費)を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等においては、県内に所在する官公庁等(国の機関を除く。)であること。ただし、官公庁等から交通費・移転費が支給される場合は、支援金(交通費)・支援金(移転費)の対象とならない。

(オ) 支援金(交通費)においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に支援金(交通費)を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(交付の申請)

第5条 申請者は、次に定める必要な書類(該当のない場合を除く。)を桑折町長に提出すること。

(1) 桑折町地方就職学生支援金交付申請書(第1号様式)

(2) 就業証明書(第2号様式の1)(在学中に支援金(交通費)を申請する場合は、内定先企業による内定証明書(第2号様式の2))

(3) 移転費の領収書及び第2条第3項各号に掲げる書類等

(4) 交通費の領収書等

(5) 身分証明書(提示により本人確認ができる書類)

- (6) 卒業・修了証明書（在学中に支援金（交通費）を申請する場合は、在学証明書（卒業学年であることを確認できる書類））
- (7) 住民票等（移住元の住所を確認できる書類）
- (8) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）を確認できるものに限る。）
- (9) 申請日の属する年度の前年度について、市町村が発行する納税証明書等（交付決定の通知）

第6条 桑折町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「桑折町地方就職学生支援金交付決定兼確定通知書」（第3号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

- 2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、「桑折町地方就職学生支援金交付申請却下通知書」（第4号様式）により、当該申請者に通知する。  
（支援金の交付）

第7条 交付決定を受けた申請者は、速やかに桑折町長へ「桑折町地方就職学生支援金請求書」（第5号様式）を提出すること。

- 2 前項の限りにおいて、交付決定を行った申請者に対しては、「桑折町地方就職学生支援金交付申請書」の提出があった日から3か月以内に支援金の交付を行う。  
（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「桑折町地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願」（第6号様式）（以下「再交付願」という。）を桑折町長に提出しなければならない。  
（再交付決定及び通知）

第9条 桑折町長は、前条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに「桑折町地方就職学生支援金交付決定兼確定通知書（再交付）」（第7号様式）により、当該申請者に交付する。  
（交付申請の取下げ）

第10条 第5条に規定する支援金の交付申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書

面を桑折町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第11条 福島県及び桑折町は、福島県地方就職学生支援事業及び桑折町地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福島県地方就職学生支援事業及び桑折町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 支援金の受給者は、就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞そうとする場合、転入日から5年を経過する日までの間に桑折町から転出しようとする場合、又はその他支援金の支給要件に関し変更が生じる場合は、変更内容等報告書(様式第8号)を桑折町長に提出しなければならない。

(返還請求)

第12条 桑折町長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げるいずれかの要件に該当する場合には、当該支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び桑折町が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) 在学中に支援金(交通費)を申請し、申請日から1年以内に第4条第2号の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- (3) 在学中に支援金(交通費)を申請し、申請日から1年以内に桑折町に転入しなかった場合(申請時に既に桑折町に住民票がある場合を除く。)
- (4) 就業開始日から1年以内に第4条第2号の要件を満たす職を辞した場合(退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業開始する場合を除く。)
- (5) 転入日(住民票を移さず転出していた者については、第4条第2号に定める要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日)から1年以内に、桑折町から転出した場合

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、福島県と桑折町が協議して定める。

附 則(令和6年10月22日告示第133号)

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則(令和7年6月17日告示第78号)

この要綱は、令和7年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。